

多様な学び、多様な支援

—障害のある学生への支援例—



2019年4月発行

目次

1 はじめに	2
障害学生支援室の位置づけと支援	2
対象となる学生	2
支援の範囲	2
2 支援例	
視覚障害	3
コラム「プリント・ディスプレイ」	4
聴覚障害	4
コラム「補聴補助システム」	5
肢体不自由	5
学習障害	6
高次脳機能障害	7
病弱虚弱	8
コラム「ヘルプマーク」	8

【お問い合わせ先】 立命館大学 障害学生支援室
場所: 衣笠キャンパス 研心館1階
TEL: 内線511-4885 ・ 4880 ・ 4878 外線075-465-8343
FAX: 内線511-4884
MAIL: drc@st.ritsumei.ac.jp
HP: <http://www.ritsumei.ac.jp/drc/>

はじめに

立命館大学には多様な学生が学んでいます。学ぶ上で学生にあった支援や配慮があることで、より学びやすい環境となります。一律に聴覚障害があるから必ずしもパソコンテイクが必要というわけではなく、学生の必要性和環境によって支援内容には多様です。支援をする上で、診断や障害名だけではなく、学生が学ぶ上で何に困っており、どのように支援をするか、学生との対話が重要です。なるべく自然な形で配慮がされるように、また学生から配慮文を受け取る前に、どのような授業での支援を本学で実施しているか、ここで紹介したいと思えます。

障害学生支援室の位置づけと支援

立命館大学では、2006年から全学的な支援体制を整えるべく、副学長を委員長とする「障害学生支援委員会」と専門機関としての「障害学生支援室」（以下、支援室）を設置し、学部・研究科事務室と連携を図りながら支援に取り組んでおります。

障害学生支援室は、①障害のある学生へのサポートに関わる総合窓口、②支援技術・関連情報等の資源蓄積の拠点としての機能を持ちます。

障害学生はもちろん、障害学生へサポートを行う学生サポートスタッフ、教職員の三者を支援し、障害学生のサポートにあたっては、支援室に常駐するコーディネーターと、各学部事務室・関連各機関の援助担当者および授業担当教員と連携して行います。支援室は障害のある学生への修学支援として、情報保障として文字通訳（パソコンテイクやノートテイクなど）や板書代筆、移動支援などの学生サポートスタッフの配置や教材準備の補助（点訳やテキスト校正作業）など、「正課授業を受ける上で必要な事項」についての配慮を実施しています。また、授業担当者に配慮について周知や協力を依頼する文書を作成し、当該学生より配布の上、必要な配慮の説明を行っています。

対象となる学生

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由など、多様な障害により学習や学生生活に制限を受けるもので、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められた（病気やけが等により、一時的に障害を負った学生も含む）本学学生を対象としています。

支援の範囲

正課授業（修学支援）を受ける上で必要な事項を支援の範囲とします。
なお、以下の支援は、別途支援室ならびに学部・研究科と調整を図り行うこととします。

- * 履修・事務手続きにかかわる情報保障
- * 授業担当教員への配慮事項の相談・調整
- * 情報機器の利用支援（講習会など）
- * 施設・設備の整備
- * 教室配置の調整
- * 駐車スペースの確保
- * 多目的スペース（休憩など）の確保

☛ 支援例（ご参考まで）

ここでは障害別の授業における支援例を挙げております。障害状況や授業の内容、本人の修学しやすい方法などによって支援のあり方は変わります。不明な点やお困りの点がありましたら、障害学生支援室にご相談ください。また多数の授業担当者で講義を持つ場合やゲストスピーカーを招く場合は、支援についての共有をお願いします。

視覚障害

視覚障害は視力の程度によって「盲」「弱視」に大きく分けられます。必要な配慮はそれぞれ異なります。



- ① 板書
視覚障害学生の理解を容易にするためには、板書内容の読み上げ、専門用語や固有名詞の漢字やスペルについての説明などがあります。また、板書を指しながら「これ」「あの」等の指示語の使用は避け、可能な限り具体的な言葉で説明してください。
- ② 授業で用いる資料について
 - ・ **教科書・レジュメ・資料**
授業で使用する箇所のテキストデータ化（※）が必要になります。このテキストデータをもとに、視覚障害学生の学習スタイルに合わせて、文字拡大、音声ソフトによる読み上げ、もしくは点訳します。
授業担当者に、教科書で使用する部分の確定や、レジュメ等のデータ及びテキストデータの事前提供を依頼する場合があります。
（※）視覚障害学生の利用するデータ形式は音声ソフトや点訳ソフトへの接続の関係で、テキスト形式(.txt)が大部分を占めます。
 - ・ **パワーポイント、OHC**
パワーポイントやOHCの内容も同様にテキストデータとして事前提供があれば、視覚障害学生が授業準備（音声化、点字化、拡大印刷など）をすることができます。テキストデータの事前提供に関わりまして授業担当者のご協力をお願いする場合があります。
授業中に写真や図、グラフなどを用いる場合は、板書での対応と同様に指示語の使用は避け、具体的な言葉で解説いただければ、視覚障害学生が理解しやすくなります。
 - ・ **映像教材(DVD、ビデオ、動画など)**
映像教材を使用する場合は、字幕の読み上げや画面の説明等、音声ガイドが必要になりますので、事前に視覚障害学生または障害学生支援室までお知らせください。一週間前までにお知らせいただければ、障害学生支援室から学生サポートスタッフの手配が可能です。
なお、TV番組等を録画して教材に使用する際は、あらかじめ副音声（音声ガイド）が記録される方法で録画いただくと視覚障害学生にとって有効な教材となります。
- ③ ディスカッション・グループワーク
話し手が複数になる場合、「名乗ってから発言する」というルールで実施していただければ、視覚障害学生にとって進行内容や進行状況が理解しやすくなります。
- ④ 授業中の提出物
授業時間内に提出するコミュニケーションペーパーなどは、提出方法や期限についてご配慮いただく場合があります。
例:「代筆者に書いてもらう」「次週に提出」「当日中にメールで提出」などがあります。
- ⑤ 試験・課題（定期試験・レポート・小テスト・最終講義日試験）
試験において、点字利用学生には点字で出題（解答）します。その際、時間延長、別室受験の配慮が必要になります。
レポート課題は本人がパソコン（音声読み上げソフト）を使って通常の文字で作成・提出します。
いずれも障害の程度により個々の学生への対応は異なります。詳細は各学部事務室にご相談ください。また、試験・課題の支援方法については障害学生支援室までご相談ください。
- ⑥ 支援機器の持ち込みと使用
 - ・ **支援機器の持ち込み**
視力の程度により拡大読書器、携帯用点字器、点字電子手帳、パソコン（音声読み上げソフト対応）等を使って文字情報の確認、筆記、ノート作成を行います。これら支援機器の持ち込み許可をお願いする場合があります。

・録音

携帯用点字器等によりノートを作成しています。
携帯用点字器等への転記が板書に追いつかないことがありますので、
復習のためにICレコーダー等で授業の録音許可をお願いする場合があります。

⑦ 学生サポートスタッフ配置

学生の障害程度や必要性に応じて、板書等代筆、音声ガイドの学生サポートスタッフを配置する場合があります。

コラム【プリントディスアビリティ】

視覚障害に限らず、肢体不自由やディスレクシア、高次脳機能障害などによって、紙の印刷物を読むことに顕著な困難が現れる障害を「Print disabilities（印刷物障害）」と総称することがあります。近年はICTによる支援機器の発達により、プリントディスアビリティの人がデジタルツールを用いて本や資料などを読むことが、より簡単になってきました。あわせて、法整備も進んできています。

■著作権法の一部を改正する法律の施行(2019年1月1日より)

印刷物の判読に障害のある者の著作物等の利用機会を促進するため、世界知的所有権機関において、平成25年6月に採択された「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」の締結のため必要な措置を講じるものです。具体的には、主に以下の4点について規定の整備を行います。

- 1 デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定(※)の整備
- 2 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備
- 3 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備
- 4 アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等

※権利制限規定：著作権者の権利を制限し、著作権者の許諾なく著作物を利用することができる例外的な場面を定めた規定

参考文献：●近藤武夫「読み書きできない子どもの難関大学進学は可能か？」中邑賢龍、福島智編『バリアフリー・コンクリート 争われる身体と共生のゆくえ』東京大学出版会、2012年、96頁
●著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)について
文化庁HP: http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/

聴 覚 障 害

聴覚障害は、周囲の音や会話が聞こえない、または聞き取りにくい状態をいいます。聴力のレベルや聞こえ方は人によって異なり、補聴器をつけただけで聞こえるようになる、というわけではありません。また、コミュニケーション方法も手話、口話（読唇術）、筆談など様々です。必要な配慮はそれぞれ異なります。

① 授業の進行について

補聴器の使用により、ある程度聞き取りが可能な学生や、口話を習得した学生は、発声と口の動きを明瞭にさせていただくことで理解が容易になります。
口頭での出席確認をされる場合は、目で合図する等、出席確認をしているという意思表示をお願いします。

② 授業で用いる資料について

・教科書・レジュメ・パワーポイント

授業内容のキーワードや重要語句、解説等が、教科書やレジュメ、パワーポイント等視覚情報として事前に事前提供されていれば、聴覚障害学生にとって授業の内容やポイントを理解する大きな助けとなります。また学生サポートスタッフが入って、文字通訳（ノートテイク、パソコンテイク）をする場合も、より多くの情報量を提供する助けとなります。

・映像教材(DVD、ビデオ、動画など)

映像教材を使用される場合は、字幕や要約やシナリオなど、内容を把握できる資料があると理解が深まります。また、文字おこしによる対応も行っております（作成には1週間以上かかります）。障害学生支援室にご相談下さい。

なお、TV番組等を録画して教材に使用する際は、あらかじめ字幕データが記録される方法で録画いただくと聴覚障害学生にとって有効な教材となります。

③ 板書

配布資料に記されていない重要な情報や固有名詞、専門用語は、板書をしていただくと聴覚障害学生の理解に役立ちます。また、聴覚障害学生の中には授業担当者の口元を見ながら話している内容を理解します。板書をしながらか口元が確認できず、内容が理解できなくなりますので、口元が確認できる状況でお話し下さいますようお願いいたします。

④ ディスカッション、グループワーク

ディスカッションやグループワークなど話し手が複数になる場合、「挙手をして名乗ってから発言する」「通訳者が先の発言の通訳を終えているか確認する」というルールで実施していただければ、聴覚障害学生にとって進行内容や進行状況が理解しやすくなります。また、文字通訳（ノートテイク、パソコンテイク）もより多くの情報を事前提供することが可能になります。

⑤ 試験・課題（定期試験・レポート・小テスト・最終講義日試験）

試験等の際に口頭で指示をされる場合は、黒板に記す、メモを渡すなどの配慮をお願いします。何か不明な点があれば各学部事務室または支援室にご相談ください。

⑥ 学生サポートスタッフの配置

ノートテイク、パソコンテイク等、文字通訳を行う学生サポートスタッフを配置する場合があります。



コラム【補聴補助システム】

補聴器や人工内耳などを用いて生活をしている学生が、講義内容をより聞きやすい環境に近づけるため、補聴補助システムを活用する場面が増えています。

この補聴補助システムの代表的なものとしてロジャーデジタルワイヤレス(FMシステム)があります。

■ロジャーシステムとは、ロジャーマイク(送信機)で拾った音声を、ロジャーマイリンク(受信機)へ電波帯(2.4GHz)のデジタル信号を使って伝達するものです。携帯式のロジャーマイクを、講義のつど、学生が先生に直接お渡ししますので、専用マイクをお使いいただきますようお願いいたします。この専用マイクは、学生本人のもの、あるいは障害学生支援室から貸し出すものがあります。



参考HP: フォナック 補聴援助システム ロジャー <https://www.phonak.com/jp/ja.html>

肢体不自由

肢体不自由とは四肢（上肢・下肢・体幹）のいずれかに障害があり、歩行や筆記など、日常生活における動作が困難な状態をいいます。障害の部位や程度により必要な配慮はそれぞれ異なります。



① 教室

受講登録の確定後、車いす利用学生の必要に応じて教室を変更することがあります。

② 空調

自律神経に関わる障害により、体温調整が困難な学生が履修する場合があります。障害学生支援室では、セメスター毎に空調配慮の必要な教室について把握し、期間外運転の許可などの空調管理を行っております。その場合、受講生への周知についてご協力ください。なお、障害支援室より障害学生へ暖房器具を貸与する場合があります。

③ 授業で用いる資料(レジュメ、パワーポイント)について

上肢障害でPCやタブレットを使用する場合、資料のデータが必要になります。授業担当者に、レジュメ等のデータの事前提供に関わりまして授業担当者のご協力をお願いする場

合があります。

④ 支援機器の持ち込みと使用

・ 支援機器の持ち込み

上肢障害で、筆記や資料をめくるなど動作が難しい場合、タブレットPCやノートPCを授業に持ち込み、資料の確認やノートの作成を行います。これら支援機器の持ち込み許可をお願いする場合があります。

・ 録音

上肢障害があり筆記が困難な場合、記録の補填や復習のためにICレコーダー等で授業の録音許可をお願いする場合があります。

・ 板書の撮影

上肢障害で板書筆記が追いつかない場合、スマートフォンやタブレットPCで板書の撮影の許可をお願いする場合があります。

⑤ 介助者および学生サポートスタッフの配置

車いす利用の学生によっては、体にかかる圧力を分散させるために座面角度を変えるなどの介助者（身体介助者）を配置する場合があります。また上肢に障害がある場合、筆記用具や教科書等の準備や板書代筆を行う学生サポートスタッフ（ポイントテイカー）の配置する場合があります。

⑥ 授業中の提出物

授業時間内に提出するコミュニケーションペーパーなどは、提出方法や期限についてご配慮いただく場合があります。

例:「代筆者に書いてもらう」「次週に提出」「当日中にメールで提出」などがあります。

⑦ 試験・課題（定期試験・レポート・小テスト・最終講義日試験）

定期試験については、自筆、パソコンあるいは口述筆記（代筆）による解答、別室受験、時間延長等の配慮が必要になります。レポート課題は本人がパソコンを使って通常の文字で作成・提出します。障害の程度により個々の学生への対応は異なります。詳細は各学部事務室にご相談ください。

学 習 障 害

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。困難の程度により必要な配慮はそれぞれ異なります。学習障害の中には読み書きに特化して困難があるディスレクシアなどがあります。

① 板書

・ 読むこと、書くことが難しい学生の場合

見て（文字を読んで）理解することが難しい場合、できる範囲で板書内容の読み上げをお願いします。また前に出て黒板に字を書くことが困難な場合もあります。

② 授業で用いる資料（レジュメ、パワーポイント）について

・ 読むことが難しい学生の場合

授業で使用する資料の必要箇所のテキストデータ化（※）が必要になります。このテキストデータをもとに、学習障害の学生に合わせて、文字拡大、音声ソフトによる読み上げをします。

授業担当者に、教科書で使用する部分の確定や、レジュメ等のデータ及びテキストデータの事前提供を依頼する場合があります。

パワーポイントやOHCの内容も同様にテキストデータとして事前提供があれば、授業準備（音声で前もって聞くなど）をすることができます。テキストデータの事前提供に関わりまして授業担当者のご協力をお願いする場合があります。

（※）視覚障害学生と同様、学習障害の学生が利用するデータ形式は音声ソフトへの接続の関係で、テキスト形式(.txt)が大部分を占めます。

- ・ **聞くことが難しい学生の場合**
聞くことが難しい場合、授業内容のキーワードや重要語句、解説等が、教科書やレジュメ、パワーポイント等視覚情報として事前に事前提供されていれば、授業の内容やポイントを理解する大きな助けとなります。
- ③ ディスカッション、グループワーク
 - ・ **話すことが難しい学生の場合**
ディスカッションに参加することが難しい場合は、筆談を用いたり、違う役割をするなど何らかの形で参加できるように配慮をお願いする場合があります。
- ④ 支援機器の持ち込みと使用
 - ・ **支援機器の持ち込み**
筆記や資料を読むことが難しい場合、タブレットPCやノートPCを授業に持ち込み、資料の確認やノートの作成を行います。これら支援機器の持ち込み許可をお願いする場合があります。
 - ・ **録音**
筆記が困難な場合、記録の補填や復習のためにICレコーダー等で授業の録音許可をお願いする場合があります。
 - ・ **板書の撮影**
板書筆記が難しいため、スマートフォンやタブレットPCで板書の撮影の許可をお願いする場合があります。
- ⑤ 授業中の提出物
授業時間内に提出するコミュニケーションペーパーなどは、提出方法や期限についてご配慮いただく場合があります。
例:「代筆者に書いてもらう」「次週に提出」「当日中にメールで提出」などがあります。
- ⑥ 試験・課題（定期試験・レポート・小テスト・最終講義日試験）
定期試験については、問題用紙および解答用紙の拡大、パソコンによる解答、別室受験、時間延長等の配慮が必要になります。レポート課題は本人がパソコンを使って通常の文字で作成・提出します。障害の程度により個々の学生への対応は異なります。詳細は各学部事務室にご相談ください。

高次脳機能障害

大学生時に病気やスポーツ中の事故、交通事故などに遭遇する可能性があります。その際に、頭部外傷や脳血管障害を受傷し、脳の損傷の後遺症として、記憶・注意・遂行機能・社会的行動などの高次脳障害になることがあります。

障害は外見からわかりにくいこともあり、また自覚されることが難しい場合もあって、学校に戻ってから周囲が対応に戸惑うことがあります。他方、本人が障害について認識している場合には、実生活に戻った後で本人の悩みが深まる場合があります。



- ① 板書
黒板の文字がすぐに消えてしまうと、内容がわからなくなってしまうことがあります。板書の撮影等ができるようご協力をお願いします。
- ② 支援機器の持ち込みと使用
 - ・ **録音**
記憶の補填や復習のためにICレコーダー等で授業の録音許可をお願いする場合があります。
 - ・ **板書の撮影**
記憶して記述することが難しいため、スマートフォンやタブレットPCで板書の撮影の許可をお願いする場合があります。

③ 試験・課題（定期試験・レポート・小テスト・最終講義日試験）

定期試験については、別室受験等の配慮が必要になります。レポート課題は本人がパソコンを使って通常の文字で作成・提出します。課題が重なると混乱したりすることがあるため、場合によっては提出期限を相談することがあります。詳細は各学部事務室にご相談ください。

病弱・虚弱

病弱・虚弱の学生の多くは、本人が申告しないかぎり外見からは健康な学生と区別が付きません。また、周囲に同じ状況の学生が少ないため、体調不良や様々な制限・制約により学生生活がうまくいけなくなった時などに、心理的に孤独に陥りやすいです。医療機関と連携をしながら、学生が安心して学生生活を送れる環境づくりが必要となります。

● てんかん

てんかんは、様々な原因で起こる慢性の脳疾患で、けいれん等の繰り返す発作（てんかん発作）を主な徴候とします。てんかん発作にはいろいろなタイプがありますが、意識消失を伴う強直間代発作（大発作）が最も多く見られます。



・ 発作が起こったとき

教室の場合

身体を横にして、周りに何も置かないでください。また身体を揺する、大声をかけるようなことはしないでください。＊緊急連絡等は学生の配慮文の内容に従ってください。

実験中などの場合

部屋の端のグループになるよう、ご配慮ください。また出来る限り、危険な薬品・備品等は使用させないでください。

● 食物アレルギー（アナフィラキシー）

食物アレルギーとは特定の食物を摂取することによって、皮膚や呼吸器、消化器、あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことを指します。また、アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛、嘔吐等の消化器症状、喘鳴、呼吸困難の様な呼吸器症状など複数の症状が同時に出現した状態をアナフィラキシーといいます。アナフィラキシーはハチなどによる昆虫刺傷、薬品の摂取、ラテックス（天然ゴム）等の接触によっても起こることが知られ、重症例ではショック症状をおこし、生命の危険な状態に至ることもあります。

① 教室

教室内にアレルギーを起こす食べ物を持ち込まないなど、他の受講生に周知を行う必要があります。また、アナフィラキシーは薬品、ラテックス（天然ゴム）によっても起こるため、専門領域によっては、実習や実験などにおいて原因物質に接触するリスクがあることを考えておく必要があります。

・ 発作が起こったとき

アドレナリン自己注射薬（商品名：エピペン）が主治医から処方され、本人が保持している場合があります。使用については周囲の職員も含めて共通理解を持っておくことが必要です。

コラム【ヘルプマーク】

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、一見するとわかりにくい人が援助や配慮を求めやすいように作成されたものです。

東京都で作られ、少しずつですが全国に広まっています。

もしヘルプマークをつけている学生がいたら、困っているようであれば声をかける等、気にかけていただければと思います。

参考HP: 京都府「ご存知ですか？ヘルプマーク」

<http://www.pref.kyoto.jp/shogaishien/helpmark.html>



● 参考文献: 日本学生支援機構 『教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成26年度改訂版)』